

資格認定制度規定

1. 本制度はDキャリアプラス事業「DSアカデミー認定制度」の認定事業に基づき、国民の保健、医療、福祉の向上に貢献するための口腔保健及びフレイル予防や健康維持に関する指導者養成に資するため、その基礎的資格を審査し、「Dキャリアプラス認定資格（以下、DSアカデミー認定士という）」の認定を行うものである。
 - 2) 前項に加え、特に口腔保健及びフレイル予防領域の専門知識を得たものに対して、「DSアカデミー認定士」の認定を行う。
2. 資格認定の業務は、Dキャリアプラス運営事務局（以下、運営事務局という）が行う。
 - 2) 資格認定は運営事務局が行う審査に基づいて代表が行う。
3. 認定に必要な要件は別に定める資格認定細則による。
4. 認定の申請及び手続きは別に定める。
5. 認定を受けた者はDSアカデミー認定士名簿に登録される。登録された者には認定証を交付する。
 - 2) 認定を受けた者の不正が明らかになった場合には、認定を取り消すことができる。
6. 認定に従事する者は、公正にその職務を遂行し、その職責に応じて守秘義務を負う。
 - 2) 代表は守秘義務の監督の責任を負う。
7. 本規程の改正は、運営事務局の承認を得るものとする。

附 則 1 本規程は令和4年10月31日より施行する。